

# 島根県工事成績評定要領の改定概要

## R5.4.1 施行

### I. 考査項目別運用表

#### 1. CO<sub>2</sub>排出削減、省エネルギーの推進等の取り組みを促すための改定

国土交通省における2050年カーボンニュートラルの実現等、グリーン社会の実現に向けた取り組みが議論されるとともに、県議会においても省エネルギー化の議論がなされるなど、現場周辺地域だけにとどまらない環境保全への取り組みが求められている。

これまで、主に現場周辺地域の環境保全の工夫に対して創意工夫で評価していたが、以下のとおり例示を記載することにより、CO<sub>2</sub>排出削減、省エネルギーの推進等の取り組みを促すこととした。

##### (1) 監督員の評定項目である「創意工夫」における環境保全に関する工夫の補足説明の追記

- ・「5. 創意工夫 ■安全衛生関係 30. 環境保全に関する工夫」に補足説明（現場周辺環境対策、CO<sub>2</sub>排出削減、省エネルギーの推進等）を追記する。
- ・総括監督員の「6. 社会性等 1. 地域への貢献等 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。」との重複評価しないよう注意書きを記載。

#### 2. 島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領の施行に伴う改定

令和5年4月1日施行の建設キャリアアップシステム活用促進実施要領に基づき、工事成績評定による加点措置、総合評価落札方式における確約の不履行措置を記載することとした。

##### (1) 利用3項目達成による総括監督員の加点評価

- ・「島根県建設キャリアアップシステム活用促進実施要領 5 工事成績評定要領に基づく加点について」で定める「利用3項目」を全て達成した場合、総括監督員の「6. 社会性等 1. 地域への貢献等 8. その他」で加点を行うこととし、考査項目別運用表にその旨を追記する。

##### (2) 法令遵守等に係る減点措置の補足説明の追加

- ・指名停止等による工事成績評定の減点措置内容を記載している総括監督員の「7. 法令遵守等」の補足説明において、総合評価落札方式におけるCCUS活用の確約が受注者の責で履行されなかった場合に減点対象となる旨の記載を追記する。

### II. 島根県工事成績評定点通知公表実施要領（別紙5②）

#### 1. 令和5年度の県の組織体制等の見直しに伴う改定

令和5年度の県の組織体制等の見直しにより、本庁のグループリーダーが廃止され、課長補佐となることから「島根県工事成績評定委員会規程」に記載の職名を改定する。

##### (1) 本庁における職名変更

- ・島根県工事成績評定要領第10に基づく別紙4「島根県工事成績評定点通知公表実施要領」第6の3.に記載する別紙5②「島根県工事成績評定委員会規程」に記載されている本庁における職名「グループリーダー」が廃止され「課長補佐」となることから、名称を変更する。